

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた
特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定に関する計算例

【事例】

財団法人〇〇博物館（以下「当財団」といいます。）は、前課税期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）において国から補助金A及び補助金Bの交付を受けており、これらの補助金はいずれも交付要綱等により課税仕入れに用途が特定されているため、「課税仕入れ等に係る特定収入」に該当します。

当財団は、これらの補助金につき、前課税期間において「特定収入に係る仕入税額控除の制限（消法60④）」の適用を受けていますが、当課税期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）において、国に提出した実績報告書により次のとおりその用途を明らかにしました。

なお、当財団は、前課税期間及び当課税期間において、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用は受けておらず、また、当課税期間において納付税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」の適用は受けていません。

＜補助金A＞

（単位：円）

項目	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計額
① 補助金Aにより支出された課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額	—	20,000,0000	20,000,0000
② ①のうち、令和5年10月以降に適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ（経過措置（80%控除） ^{（注1）} の適用を受けるもの）に係る支払対価の額	—	200,000	200,000
②のうち、課税売上げにのみ要するもの	—	200,000	200,000
②のうち、非課税売上げにのみ要するもの	—	—	—
②のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	—	—	—

（注1）「経過措置（80%控除）」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条第1項に規定する経過措置をいいます（以下同じです）。

＜補助金B＞

（単位：円）

項目	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計額
① 補助金Bにより支出された課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額	50,000	1,950,000	2,000,000
② ①のうち、令和5年10月以降に適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ（経過措置（80%控除）の適用を受けないもの） ^{（注2）} に係る支払対価の額	—	1,000,000	1,000,000
②のうち、課税売上げにのみ要するもの	—	1,000,000	1,000,000
②のうち、非課税売上げにのみ要するもの	—	—	—
②のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	—	—	—
③ ①のうち、令和5年10月以降に適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ（経過措置（80%控除）の適用を受けるもの）に係る支払対価の額	50,000	850,000	900,000
③のうち、課税売上げにのみ要するもの	—	850,000	850,000
③のうち、非課税売上げにのみ要するもの	—	—	—
③のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	50,000	—	50,000

（注2）一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引に該当しないものをいいます。

(ケース1)

取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上で、調整割合が $\frac{60,000,000}{150,000,000}$ で、取戻し対象特定収入のあった課税期間の仕入控除税額を「全額控除」(消法30①)により計算した場合

(ケース2)

取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合が $\frac{90,000,000}{100,000,000}$ 、調整割合が $\frac{60,000,000}{160,000,000}$ で、取戻し対象特定収入のあった課税期間の仕入控除税額を「個別対応方式」(消法30②一)により計算した場合

(ケース3)

取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合が $\frac{90,000,000}{100,000,000}$ 、調整割合が $\frac{60,000,000}{160,000,000}$ で、取戻し対象特定収入のあった課税期間の仕入控除税額を「一括比例配分方式」(消法30②二)により計算した場合

(1) 取戻し対象特定収入の判定

事例の補助金A及び補助金Bは、課税仕入れ等に係る特定収入であり、当課税期間に実績報告書により用途を明らかにしているため、補助金A及び補助金Bについて、それぞれ「取戻し対象特定収入」に該当するか（控除対象外仕入れに係る調整の対象となるか）どうかの判定を行います（補助金A、補助金Bのそれぞれについて計算表5-2(1)を使用して判定します）。

イ 補助金A

$$\frac{\text{補助金Aにより支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額}}{\text{補助金Aにより支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額}}$$

$$= \frac{200,000\text{円【計算表5-2(1)②】}}{20,000,000\text{円【計算表5-2(1)①】}}$$

(注) 経過措置(80%控除)の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は、「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」に含まれます。

$$= 1\% \text{【計算表5-2(1)③】}$$

→ 5%以下のため、補助金Aは「取戻し対象特定収入」に該当しません。
よって、控除対象外仕入れに係る調整を行うことはできません。

ロ 補助金B

$$\frac{\text{補助金Bにより支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額}}{\text{補助金Bにより支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額}}$$

$$= \frac{1,900,000\text{円【計算表5-2(1)②】}}{2,000,000\text{円【計算表5-2(1)①】}}$$

(注) 経過措置(80%控除)の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は、「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」に含まれます。

$$= 95\% \text{…計算表5-2(1)③}$$

→ 5%を超えているため、補助金Bは「取戻し対象特定収入」に該当します。
次の区分に応じて、控除対象外仕入れに係る調整を行うことができます。

- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合（ケース1へ）
- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合（ケース2へ）
- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合（ケース3へ）

計算表 5-2 (1) 取戻し対象特定収入の判定表

この計算表による取戻し対象特定収入の判定は、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに行います。

課税仕入れ等に係る特定収入の種類・名称等	補助金 A	
課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間	自 4 年 4 月 1 日 至 5 年 3 月 31 日	
内 容	判 定	
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	①	円 20,000,000
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額	②	200,000
取戻し対象特定収入の判定 (②÷①)	③	1 %

取戻し対象特定収入の判定 (③) が、

○ **5%を超える場合** ⇒ 次の区分に応じ、控除対象外仕入れに係る調整を行うことができます。

- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合
⇒ 引き続き「計算表 5-2 (2)」の作成を行います。
- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合
⇒ 引き続き「計算表 5-2 (3)」の作成を行います。
- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合
⇒ 引き続き「計算表 5-2 (4)」の作成を行います。

○ **5%以下の場合** ⇒ 控除対象外仕入れに係る調整を行うことはできません。

計算表 5-2 (1) 取戻し対象特定収入の判定表

この計算表による取戻し対象特定収入の判定は、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに行います。

課税仕入れ等に係る特定収入の種類・名称等	補助金B	
課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間	自 4年4月1日 至 5年3月31日	
内 容	判 定	
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	①	円 2,000,000
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額	②	1,900,000
取戻し対象特定収入の判定 (②÷①)	③	95 %

取戻し対象特定収入の判定 (③) が、

○ **5%を超える場合** ⇒ 次の区分に応じ、控除対象外仕入れに係る調整を行うことができます。

- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合
⇒ 引き続き「計算表5-2(2)」の作成を行います。
- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合
⇒ 引き続き「計算表5-2(3)」の作成を行います。
- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合
⇒ 引き続き「計算表5-2(4)」の作成を行います。

○ **5%以下の場合** ⇒ 控除対象外仕入れに係る調整を行うことはできません。

(2) 控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算

(ケース1) 取戻し対象特定収入のあった課税期間の仕入控除税額を「全額控除」により計算した場合

※ 「計算表5-2(2)」を使用して計算します。

イ 経過措置(80%控除)の適用を受けない控除対象外仕入れ

(イ) 税率6.24%適用分

該当なし

(ロ) 税率7.8%適用分

- ・ 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額=1,000,000円【計算表5-2(2)⑤】
- ・ 1,000,000円(計算表5-2(2)⑤) $\times \frac{7.8}{110} = 70,909$ 円【計算表5-2(2)⑥】
- ・ 取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合 = $\frac{60,000,000\text{円}}{150,000,000\text{円}}$ 【計算表5-2(2)①】
- ・ $1 - \frac{60,000,000\text{円}}{150,000,000\text{円}}$ (計算表5-2(2)①) = $\frac{90,000,000\text{円}}{150,000,000\text{円}}$ 【計算表5-2(2)②】
- ・ 控除対象外仕入れに係る調整対象額=70,909円(計算表5-2(2)⑥) $\times \frac{90,000,000\text{円}}{150,000,000\text{円}}$ (計算表5-2(2)②) = 42,545円【計算表5-2(2)⑦】

ロ 経過措置(80%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れ

(イ) 税率6.24%適用分

- ・ 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額=50,000円【計算表5-2(2)⑧】
- ・ 50,000円(計算表5-2(2)⑧) $\times \frac{6.24}{108} = 2,888$ 円【計算表5-2(2)⑨】
- ・ 2,888円(計算表5-2(2)⑨) $\times \frac{90,000,000\text{円}}{150,000,000\text{円}}$ (計算表5-2(2)②) = 1,732円【計算表5-2(2)⑫】
- ・ 控除対象外仕入れに係る調整対象額=1,732円(計算表5-2(2)⑫) $\times \frac{20}{100} = \underline{346}$ 円【計算表5-2(2)⑬】

(ロ) 税率7.8%適用分

- ・ 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額=850,000円【計算表5-2(2)⑩】
- ・ 850,000円(計算表5-2(2)⑩) $\times \frac{7.8}{110} = 60,272$ 円【計算表5-2(2)⑪】
- ・ 60,272円(計算表5-2(2)⑪) $\times \frac{90,000,000\text{円}}{150,000,000\text{円}}$ (計算表5-2(2)②) = 36,163円【計算表5-2(2)⑬】
- ・ 控除対象外仕入れに係る調整対象額=36,163円(計算表5-2(2)⑬) $\times \frac{20}{100} = \underline{7,232}$ 円【計算表5-2(2)⑭】

ハ 控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額

(イ) 税率6.24%適用分

0円 (計算表 5 - 2 (2)⑦) + 346円 (計算表 5 - 2 (2)⑬) = 346円 【計算表 5 - 2 (2)⑳】

(ロ) 税率7.8%適用分

42,545円 (計算表 5 - 2 (2)⑦) + 7,232円 (計算表 5 - 2 (2)⑬) = 49,777円 【計算表 5 - 2 (2)㉑】

★ 上記(イ)及び(ロ)の調整対象額について、次の区分に応じ、次の転記先へ転記します。

区 分		転記先
当課税期間の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	⇒	<u>計算表 5 (1)⑩</u>
当課税期間の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合	⇒	<u>計算表 5 (2)⑰</u>
当課税期間の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合	⇒	<u>計算表 5 (3)⑫</u>

計算表 5-2 (2) 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	①	$\frac{60,000,000}{150,000,000}$
1-①	②	$\frac{90,000,000}{150,000,000}$

28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) 又は第53条第1項 (50%控除) の規定の適用を受けない控除対象外仕入れ用		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
内 容			
控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率6.24%) の合計額	③		
③ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	④		
控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率7.8%) の合計額	⑤		円 1,000,000
⑤ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑥		70,909
控除対象外仕入れに係る調整対象額 (④×②、⑥×②) (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑦	④×②	⑥×② 42,545

※ ③、⑤欄には、28年改正法附則第52条第1項又は第53条第1項の規定の適用を受けるものを含めず記載します。

28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れ用		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
内 容			
28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率6.24%) の合計額	⑧	50,000	
⑧ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	⑨	2,888	
28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率7.8%) の合計額	⑩		850,000
⑩ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑪		60,272
⑨×②、⑪×② (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑫	⑨×② 1,732	⑪×② 36,163
控除対象外仕入れに係る調整対象額 (⑫ × $\frac{20}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑬	346	7,232

28年改正法附則第53条第1項 (50%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れ用		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
内 容			
28年改正法附則第53条第1項 (50%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率6.24%) の合計額	⑭		
⑭ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	⑮		
28年改正法附則第53条第1項 (50%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率7.8%) の合計額	⑯		
⑯ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑰		
⑮×②、⑰×② (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑱	⑮×②	⑰×②
控除対象外仕入れに係る調整対象額 (⑱ × $\frac{50}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑲		

控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 (⑦+⑬+⑲)	⑳	346	49,777
------------------------------	---	-----	--------

(ケース2) 取戻し対象特定収入のあった課税期間の仕入控除税額を「個別対応方式」により計算した場合

※ 「計算表5-2(3)-1」及び「計算表5-2(3)-2」を使用して計算します。

イ 経過措置（80%控除）の適用を受けない控除対象外仕入れ

(イ) 税率6.24%適用分

該当なし

(ロ) 税率7.8%適用分

- ・ 控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税売上げにのみ要するもの）の合計額 = 1,000,000円【計算表5-2(3)-1⑤】
- ・ 1,000,000円（計算表5-2(3)-1⑤） $\times \frac{7.8}{110} = 70,909$ 円【計算表5-2(3)-1⑥】
- ・ 70,909円（計算表5-2(3)-1⑥）+ 0円（計算表5-2(3)-1⑩）= 70,909円【計算表5-2(3)-1⑪】
- ・ 取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合 = $\frac{60,000,000}{160,000,000}$ 【計算表5-2(3)-1⑫】
- ・ $1 - \frac{60,000,000}{160,000,000}$ （計算表5-2(3)-1⑫）= $\frac{100,000,000}{160,000,000}$ 【計算表5-2(3)-1⑬】
- ・ 控除対象外仕入れに係る調整対象額 = 70,909円（計算表5-2(3)-1⑪） $\times \frac{100,000,000}{160,000,000}$ （計算表5-2(3)-1⑬）= 44,318円【計算表5-2(3)-1⑭】

ロ 経過措置（80%控除）の適用を受ける控除対象外仕入れ

(イ) 税率6.24%適用分

- ・ 控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの）の合計額 = 50,000円【計算表5-2(3)-2③】
- ・ 50,000円（計算表5-2(3)-2③） $\times \frac{6.24}{108} = 2,888$ 円【計算表5-2(3)-2④】
- ・ 取戻し対象特定収入があった課税期間の課税売上割合 = $\frac{90,000,000}{100,000,000}$ 【計算表5-2(3)-2⑨】
- ・ 2,888円（計算表5-2(3)-2④） $\times \frac{90,000,000}{100,000,000}$ （計算表5-2(3)-2⑨）= 2,599円【計算表5-2(3)-2⑩】
- ・ 0円（計算表5-2(3)-2②）+ 2,599円（計算表5-2(3)-2⑩）= 2,599円【計算表5-2(3)-2⑪】
- ・ 取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合 = $\frac{60,000,000}{160,000,000}$ 【計算表5-2(3)-2⑫】
- ・ $1 - \frac{60,000,000}{160,000,000}$ （計算表5-2(3)-2⑫）= $\frac{100,000,000}{160,000,000}$ 【計算表5-2(3)-2⑬】
- ・ 2,599円（計算表5-2(3)-2⑪） $\times \frac{100,000,000}{160,000,000}$ （計算表5-2(3)-2⑬）= 1,624円【計算表5-2(3)-2⑭】
- ・ 控除対象外仕入れに係る調整対象額 = 1,624円（計算表5-2(3)-2⑭） $\times \frac{20}{100} = 324$ 円【計算表5-2(3)-2⑮】

(ロ) 税率7.8%適用分

- ・ 控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税売上げにのみ要するもの）の合計額
=850,000円【計算表5-2(3)-2⑤】
- ・ 850,000円（計算表5-2(3)-2⑤） $\times \frac{7.8}{110} = 60,272$ 円【計算表5-2(3)-2⑥】
- ・ 60,272円（計算表5-2(3)-2⑥）+0円（計算表5-2(3)-2⑩）=60,272円【計算表5-2(3)-2⑪】
- ・ 60,272円（計算表5-2(3)-2⑪） $\times \frac{100,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ （計算表5-2(3)-2⑬）=37,670円【計算表5-2(3)-2⑭】
- ・ 控除対象外仕入れに係る調整対象額=37,670円（計算表5-2(3)-2⑭） $\times \frac{20}{100} = 7,534$ 円【計算表5-2(3)-2⑮】

ハ 控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額

(イ) 税率6.24%適用分

0円（計算表5-2(3)-1⑭）+324円（計算表5-2(3)-2⑮）=324円【計算表5-2(3)-1⑮】

(ロ) 税率7.8%適用分

44,318円（計算表5-2(3)-1⑭）+7,534円（計算表5-2(3)-2⑮）=51,852円【計算表5-2(3)-1⑮】

★ 上記(イ)及び(ロ)の調整対象額について、次の区分に応じ、次の転記先へ転記します。

区 分		転記先
当課税期間の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	⇒	<u>計算表5(1)⑩</u>
当課税期間の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合	⇒	<u>計算表5(2)⑰</u>
当課税期間の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合	⇒	<u>計算表5(3)⑱</u>

計算表 5-2(3)-1 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
(個別対応方式用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表(28年改正法附則第52条第1項(80%控除)又は第53条第1項(50%控除)の規定の適用を受けない控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
課税資産の譲渡等により要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	①	円	
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②		
課税・非課税売上げに共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	③		
③ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	④		
課税資産の譲渡等により要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑤		円 1,000,000
⑤ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑥		70,909
課税・非課税売上げに共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑦		
⑦ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑧		
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合 (準ずる割合の承認を受けている場合はその割合)	⑨	_____	
④×⑨、⑧×⑨ (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑩	④×⑨	⑧×⑨
②+⑩、⑥+⑩	⑪	②+⑩	⑥+⑩ 70,909
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑫	$\frac{60,000,000}{160,000,000}$	
1-⑫	⑬	$\frac{100,000,000}{160,000,000}$	
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑪×⑬) (1円未満の端数切捨て)	⑭		44,318

※ ①、③、⑤、⑦欄には、28年改正法附則第52条第1項又は第53条第1項の規定の適用を受けるものを含めず記載します。

控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 (⑭+計算表5-2(3)-2⑮+計算表5-2(3)-3⑯)	⑮	324	51,852
---	---	-----	--------

計算表 5-2 (3)-2 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
(個別対応方式・80%控除適用分用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表(28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける課税資産の譲渡等による控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	①	円	
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②		
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける課税・非課税売上げに共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	③	50,000	
③ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	④	2,888	
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける課税資産の譲渡等による控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑤		円 850,000
⑤ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑥		60,272
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける課税・非課税売上げに共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑦		
⑦ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑧		
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合(準ずる割合の承認を受けている場合はその割合)	⑨	$\frac{90,000,000}{100,000,000}$	
④×⑨、⑧×⑨(いずれも1円未満の端数切捨て)	⑩	④×⑨ 2,599	⑧×⑨
②+⑩、⑥+⑩	⑪	②+⑩ 2,599	⑥+⑩ 60,272
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑫	$\frac{60,000,000}{160,000,000}$	
1-⑫	⑬	$\frac{100,000,000}{160,000,000}$	
⑪×⑬(いずれも1円未満の端数切捨て)	⑭	1,624	37,670
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑭× $\frac{20}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑮	324	7,534

(ケース3) 取戻し対象特定収入のあった課税期間の仕入控除税額を「一括比例配分方式」により計算した場合

※ 「計算表5-2(4)-1」及び「計算表5-2(4)-2」を使用して計算します。

イ 経過措置（80%控除）の適用を受けない控除対象外仕入れ

(イ) 税率6.24%適用分

該当なし

(ロ) 税率7.8%適用分

- ・ 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額=1,000,000円【計算表5-2(4)-1③】
- ・ 1,000,000円（計算表5-2(4)-1③） $\times \frac{7.8}{110}$ =70,909円【計算表5-2(4)-1④】
- ・ 取戻し対象特定収入があった課税期間の課税売上割合= $\frac{90,000,000\text{円}}{100,000,000\text{円}}$ 【計算表5-2(4)-1⑤】
- ・ 70,909円【計算表5-2(4)-1④】 $\times \frac{90,000,000\text{円}}{100,000,000\text{円}}$ （計算表5-2(4)-1⑤）=63,818円【計算表5-2(4)-1⑥】
- ・ 取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合= $\frac{60,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ 【計算表5-2(4)-1⑦】
- ・ $1 - \frac{60,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ （計算表5-2(4)-1⑦）= $\frac{100,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ 【計算表5-2(4)-1⑧】
- ・ 控除対象外仕入れに係る調整対象額=63,818円（計算表5-2(4)-1⑥） $\times \frac{100,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ （計算表5-2(4)-1⑧）=39,886円【計算表5-2(4)-1⑨】

ロ 経過措置（80%控除）の適用を受ける控除対象外仕入れ

(イ) 税率6.24%適用分

- ・ 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額=50,000円【計算表5-2(4)-2①】
- ・ 50,000円（計算表5-2(4)-2①） $\times \frac{6.24}{108}$ =2,888円【計算表5-2(4)-2②】
- ・ 取戻し対象特定収入があった課税期間の課税売上割合= $\frac{90,000,000\text{円}}{100,000,000\text{円}}$ 【計算表5-2(4)-2⑤】
- ・ 2,888円（計算表5-2(4)-2②） $\times \frac{90,000,000\text{円}}{100,000,000\text{円}}$ （計算表5-2(4)-2⑤）=2,599円【計算表5-2(4)-2⑥】
- ・ 取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合= $\frac{60,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ 【計算表5-2(4)-2⑦】
- ・ $1 - \frac{60,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ （計算表5-2(4)-2⑦）= $\frac{100,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ 【計算表5-2(4)-2⑧】
- ・ 2,599円（計算表5-2(4)-2⑥） $\times \frac{100,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ （計算表5-2(4)-2⑧）=1,624円【計算表5-2(4)-2⑨】
- ・ 控除対象外仕入れに係る調整対象額=1,624円（計算表5-2(4)-2⑨） $\times \frac{20}{100}$ =324円【計算表5-2(4)-2⑩】

(ロ) 税率7.8%適用分

- ・ 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額=850,000円【計算表5-2(4)-2③】
- ・ 850,000円(計算表5-2(4)-2③) $\times \frac{7.8}{110} = 60,272$ 円【計算表5-2(4)-2④】
- ・ 60,272円(計算表5-2(4)-2④) $\times \frac{90,000,000\text{円}}{100,000,000\text{円}}$ (計算表5-2(4)-2⑤) =54,244円【計算表5-2(4)-2⑥】
- ・ 54,244円(計算表5-2(4)-2⑥) $\times \frac{100,000,000\text{円}}{160,000,000\text{円}}$ (計算表5-2(4)-2⑧) =33,902円【計算表5-2(4)-2⑨】
- ・ 控除対象外仕入れに係る調整対象額=33,902円(計算表5-2(4)-2⑨) $\times \frac{20}{100} = \underline{6,780}$ 円【計算表5-2(4)-2⑩】

ハ 控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額

(イ) 税率6.24%適用分

0円(計算表5-2(4)-1⑨) + 324円(計算表5-2(4)-2⑩) = 324円【計算表5-2(4)-1⑩】

(ロ) 税率7.8%適用分

39,886円(計算表5-2(4)-1⑨) + 6,780円(計算表5-2(4)-2⑩) = 46,666円【計算表5-2(4)-1⑩】

★ 上記(イ)及び(ロ)の調整対象額について、次の区分に応じ、次の転記先へ転記します。

区 分		転記先
当課税期間の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	⇒	<u>計算表5(1)⑩</u>
当課税期間の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合	⇒	<u>計算表5(2)⑰</u>
当課税期間の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合	⇒	<u>計算表5(3)⑱</u>

計算表 5-2 (4)-1 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
(一括比例配分方式用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表(28年改正法附則第52条第1項(80%控除)又は第53条第1項(50%控除)の規定の適用を受けない控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	①	円	
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②		
控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	③		円 1,000,000
③ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	④		70,909
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合	⑤	$\frac{90,000,000}{100,000,000}$	
②×⑤、④×⑤ (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑥	②×⑤	④×⑤ 63,818
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑦	$\frac{60,000,000}{160,000,000}$	
1-⑦	⑧	$\frac{100,000,000}{160,000,000}$	
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑥×⑧) (1円未満の端数切捨て)	⑨		39,886

※ ①、③欄は、28年改正法附則第52条第1項又は第53条第1項の規定の適用を含めず記載します。

控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 (⑨+計算表5-2(4)-2⑩+計算表5-2(4)-3⑩)	⑩	324	46,666
---	---	-----	--------

計算表 5-2 (4)-2 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
 (一括比例配分方式・80%控除適用分用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表(28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	①	円 50,000	円 850,000
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②	2,888	
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	③		円 850,000
③ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	④		60,272
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合	⑤	$\frac{90,000,000}{100,000,000}$	
②×⑤、④×⑤ (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑥	②×⑤ 2,599	④×⑤ 54,244
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑦	$\frac{60,000,000}{160,000,000}$	
1-⑦	⑧	$\frac{100,000,000}{160,000,000}$	
⑥×⑧ (1円未満の端数切捨て)	⑨	1,624	33,902
控除対象外仕入れに係る調整対象額 (⑨× $\frac{20}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑩	324	6,780